

議事要旨(4) 企業会計基準適用指針公開草案「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」について

本適用指針案の概要は次のとおりである。

現行適用指針では、株主がその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合であっても、配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合は、受取配当金として収益計上できることとされている。

本公開草案では、当該会計処理が適用できる場合の例示として、企業会計基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準(案)」の定めに対応し、投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合の取扱い(結合後企業から分配された配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在していたときの配当(ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。)は収益計上することができる。)を追加した。

配当を受領した株主が配当金を計上する際に、配当の原資がその他利益剰余金(当期末処分利益)の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合が生じる可能性があるとの指摘がなされていた。このため、本公開草案では、配当する会社の対応として、会社の意思決定機関で定められた配当金の原資を速やかに公表することが望ましい旨を記載した。

委員等より、上記の取扱いにつき、企業結合後にその他資本剰余金の処分による配当が行われた場合、投資先企業であった被結合企業の留保利益を原資としたものかが不明確なケースが多いのではないかと意見があったが、本適用指針案では、配当受領額を収益として計上することが「明らかに合理的な場合」に受取配当金に計上できるものとしていることから、不明確である場合には、原則どおり、配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する取扱いとなることが確認された。

以上